

## 令和7年度「学校の部活動に係る活動方針」

徳島県立脇町高等学校

### 1 基本方針

- 学校の部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われる教育活動であり、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養、異年齢との交流の中での好ましい人間関係の構築等にも効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために、学校の部活動の在り方に關して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する。
- 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理や事故防止、また部活動指導における体罰やハラスメント等不適切な指導のないよう徹底する。

### 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、年度初めに「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 各部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、各部活動の活動計画及び実績並びに活動実績を作成する。
- (3) 学校長は、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、校内組織「部活動適正化推進委員会」を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。

### 3 適切な休養日の設定

- (1) 学期中は、原則として週あたり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は平日は原則として放課後2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 定期考查開始3日前より考查終了前までの間は、原則、活動を休止する。ただし、次の場合は校長の許可を得て活動することができる。
  - ① 考査終了日より2週間以内に公式試合や大会が行われる場合
  - ② 考査終了日より3週間以内に公式試合や大会が行われる場合、活動休止の期間（定期考查開始3日前から考査終了前日）の一部の活動を認める。ただし、その場合、活動休止の期間に活動した日数と同日以上、定期考查開始9日前から4日前の間に活動休止期間を設けること。また、考査直前の土・日のどちらかは活動休止日とすること。

※ ①の場合は、考査開始4日前までに「部活動実施許可願」を提出すること。  
②の場合は、考査開始10日前までに、「部活動実施許可願」により定期考查開始9日前から考査終了日前までの活動日・活動休止日を明らかにすること。